資料３　千代田区都市計画マスタープランの位置付け

○都市計画法第 18 条の２に規定する「都市計画に関する基本的な方針」

○「千代田区基本構想」及び「東京都市計画　都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」に即して定める

○区が目指すべき都市の将来像や、まちづくりの基本理念・目標、それを実現するための大きな道筋を提示

○区が都市計画決定その他のまちづくり関連施策・事業を推進するための方針
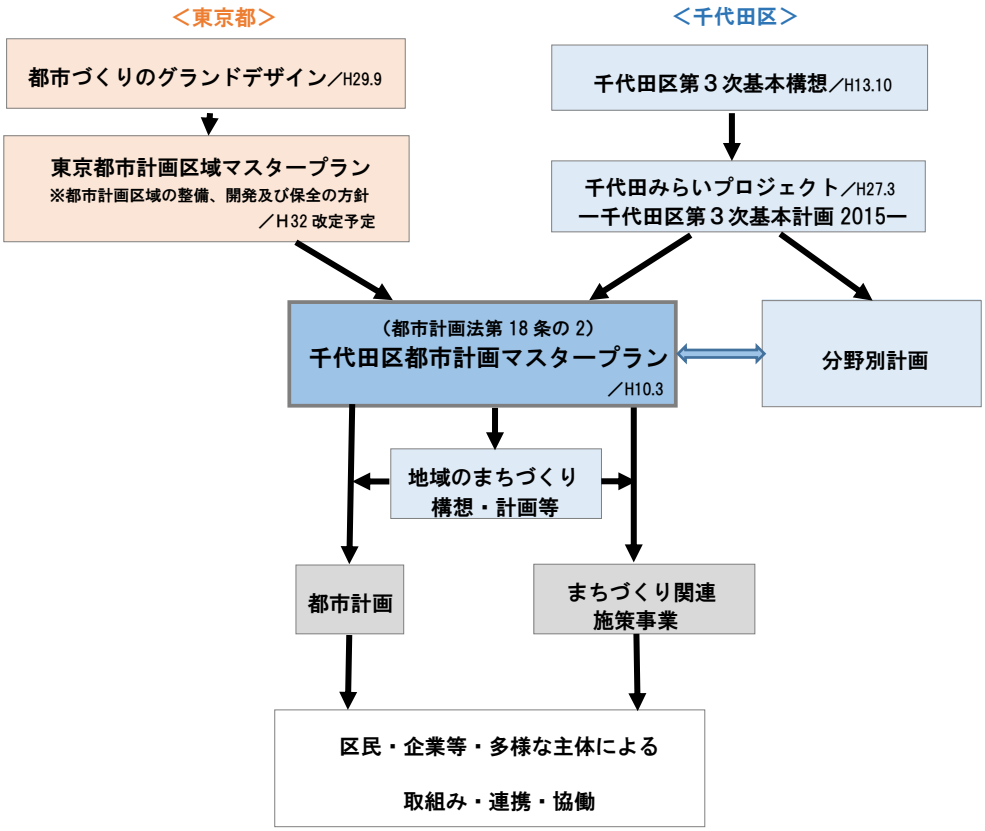
○区民、企業等、多様な主体、行政との間でまちづくりの方向性を共有し、連携・協働しながら、それぞれが主体的に取組みを進めていく際の指針